

第2号議案

令和4年度事業計画及び予算（案）

自令和4年4月 1日

至令和5年3月31日

令和3年度は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、依然として内外の社会経済活動に深刻な影響があり、未だ予断を許さない状況が続いているが、政府・地方自治体の各種政策の効果や海外経済の改善もあって、我が国経済においては、持ち直しの動きもみられつつある一方、ウクライナ情勢による影響も含め、コスト上昇等に対する懸念がみられる。

このような状況下において、熊本県社会保険労務士会（以下「県会」という。）においても、企業経営の維持と、労働者の雇用確保に寄与するよう、使命感を持って全力で取り組みを進めてきたところである。

一方、最新の世界経済の動向においては、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化するなか、企業においても持続可能な企業活動、持続可能な社会につながる「新たな価値」が創造されていることを踏まえると、社会保険労務士（以下「社労士」という。）も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければならないといえる。同時に県会においては全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と協力し、こうした「新しい価値」を理解し、新しい時代の企業支援を行うために、これから先の5年、10年の我が国の社会を見据えながら、社労士の業務を支援し、その社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかなければならない。

令和4年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見定めながら、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、今後の我が国の社会経済活動の回復とともに、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じていくこととする。

特に、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業の中核に位置付けるデジタル化推進に関する事業として、社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることを広く国民に理解されるように連合会と連携して各種施策を展開し、社労士事務所はもとより社労士が関与する中小企業等のデジタル化を推進する。

加えて働き方改革推進支援に関して、企業経営における労務コンプライアンス等の状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確かなものとするために必要な施策を実施するとともに、「社労士診断認証制度」について、より多くの社労士が経営労務診断に取り組むことができるよう、連合会並びに熊本県社会保険労務士政治連盟（以下「政連」という。）と更なる連携を図り、事業を展開していくこととする。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には、連合会と連携しながら積極的に対応する。

I. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

① デジタル化推進に関する事業

令和3年9月にデジタル庁が創設され、さらなるデジタル化の進展が予想される。社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることを広く国民に理解されるよう、連合会と連携して各種施策を展開する。特に社労士がデジタル化に対応する専門士業であることの認

識を確固たるものにするため、SRPⅡの普及を強力に進め、社会的な認知度の向上を図るとともに、顧問先等の情報セキュリティ対策に資する情報提供を行う。また、労働局と定期協議をはじめあらゆる場面を活用し電子申請による手続業務の改善の為の積極的な提言を行うとともに、会員が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。

② 働き方改革推進支援に関する事業

働き方改革推進支援については、社労士業務としての認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図る。

③ 社労士制度推進月間に関する事業

10月の社労士制度推進月間に、連合会と協力して、セミナー等イベントを行う。

④ 社労士会労働紛争解決センター熊本に関する事業

ADR機関の利用促進を図るため、連合会と協力して広報活動を行い、各センター間の情報共有、県会総合労働相談所との連携、特定社労士の業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

⑤ 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び専門士業関係団体等と積極的に交流を行う。特に専門士業団体連絡協議会では幹事会として、積極的な運営を行う。

⑥ 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反して社労士業務を侵害し、又は侵害する恐れのある行為に対し、連合会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

⑦ 経営労務監査に関する事業

公契約に基づく事業を担う企業が、労働社会保険諸法令を遵守し、労務管理が適正になされているかを監査する「経営労務監査」について、より多くの会員が取り組めるよう、政連の協力を得て進めていく。

Ⅱ. 資質の向上に関する事業

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした研修を実施するため、今年度も最重点課題として次の通り取り組む。

① 連合会及び九州・沖縄地域協議会等が実施する研修への協力に関する事業

【連合会】

特定社労士能力担保研修

・・・ 中央発信講義（eラーニング）9月2日～9月30日まで
グループ研修（福岡県）

10月1日～10月30日までの指定する3日間
ゼミナール（福岡県）

11月18日（6時間）、19日（6時間）、26日（午前3時間）

【九州・沖縄地域協議会研修】

・・・ 1. 福岡県で開催 令和4年 9月予定
・・・ 2. 沖縄県で開催 令和4年11月下旬予定
・・・ 3. 佐賀県会担当で開催 令和5年 2月頃予定

② 県会研修に関する事業

イ、企画型研修

- ・弁護士リモート研修
- ・労働法座談会

ロ、行政研修

ハ、新規入会者倫理研修・基礎研修、座談会

ニ、倫理研修・・・法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、連合会において企画・立案された倫理研修（５年に１度・必須）を実施することとする。

ホ、個別労働紛争解決手続（ＡＤＲ）研修

③ インターンシップ制度に関する事業

資質の向上、社会的地位・モラルの向上を図るためインターンシップ制度の実施を継続して行う。インターンシップ生の受入事務所についても、引き続き開業会員の協力を仰ぎ登録数を拡大する。

Ⅲ. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、制度発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

① 会員向け広報の充実に関する事業

会報の発行は年３回とし、誌面の充実を図る。

② ホームページの充実に関する事業

ホームページを価値ある情報源とするため、会員検索機能拡充を図る。

③ 報道機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関に向けて、社労士の活動に関する資料を提供するとともに、取材等の依頼に積極的に対応していくこととする。

④ 対外的な広報に関する事業

月２回ラジオ番組にて社労士制度及び社労士業務等について紹介する。

Ⅳ. 公益活動に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため公益活動委員会を中心に、以下の事業を行う。

① 災害対応に関する事業

突発的に発生する災害や新型コロナウイルス感染症について、雇用維持・確保に向け、各種支援を行う。

② 成年後見制度への対応に関する事業

平成２５年１０月に設立された「一般社団法人社労士成年後見センター熊本」の発展に協力する。

③ 街角の年金相談センターに関する事業

連合会が日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、対面による年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復に寄与する。

④ ワークサポートに関する事業

大学生、専門学校生、高校生、さらに中学生にも対象を広げ、社労士が講師となり、働くときの基礎知識の出前授業（ワークサポート事業）を行う。

⑤ その他公益活動に関する事業

労働・年金関係の無料相談会を各支部の協力を得て行う。

V. 行政機関等への協力に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、国民の視点に立って提言を行うとともに、行政機関等に対して必要な協力をを行う。

① 厚生労働省への協力に関する事業

厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的を精査・検討し、必要に応じて積極的に参加・協力し、社労士の専門性を十分に活かせる事業に協力する。

② 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構との定例協議会を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行うとともに、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角の年金相談センターの円滑な運営に資するため、具体的な実施方法等について協議を行う。また、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会熊本支部と定期的に協議を行う。

③ 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、引き続き協力する。

④ 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、連合会の協力を得て、必要な施策を実施する。

VI. 各種事業

上記Ⅰ～Ⅵの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

① 登録等に関する事業

社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。

② 社労士賠償責任保険等に関する事業

令和4年3月31日現在における開業社労士の加入率は76.3%であったが、開業会員及び法人の社員の全員加入に向けて引き続き加入を推進するとともに、引き受け保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。また、非開業の相談員についても加入を推進することとする。

③ 事務局体制の整備に関する事業

ADR法に基づく認証ADR機関運営業務、電子申請にかかる照合省略受付業務、並びにマイナンバー法に対応した個人情報保護等に努め、事務処理の強化整備を引き続き行っていく。

④ 熊本SR経営労務センターに関する事業

熊本SR経営労務センター及び熊本SR建設業労災センター（建設業一人親方組合）の発展に協力していく。

⑤ その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。